

コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）パミスストーン及びエメリー 第 25.13 項

✚ 貨物概要

関税率表第 25.13 項に分類されるガーネットは宝飾用に適さないもので、通常小粒状、砂状又は粉末である。

（関連税番）

人造コランダム → (28.18)

炭化けい素 → (28.49)

ルビー、サファイア等の貴石及び半貴石 → (71.03)

合成の貴石及び半貴石の人造研磨用材料 → (71.04)

天然又は合成の貴石及び半貴石のダスト及び粉 → (71.05)

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）